

V 不法移民改革及び移民責任法

合衆国連邦議会は、1996年9月第104議会において、包括的支出権限法案（Omnibus Fiscal 1997 Spending Bill、HR 3610- PL 104-208）との抱き合わせにより、不法移民を制限する法案を成立させた。新移民法（公式的にはHR 2202）は、カリフォルニア南部における国境フェンスの追加と、移民帰化局の国境警備隊員の増加を認め、密輸や文書偽造を行った外国人への処罰を強化するとともに、不法移民に対する国境での留置や、入国後の国外追放を簡単に行えるようにしている。

この法案は、1995年に始まる104議会で当初非合法移民のみならず合法的移民をも制限する目的で審議が開始されたが、議会審議の過程でその内容が明らかになるにつれ、反対陣営の意見も高まった結果、主として不法入国者を対象とする法案に趣を変えることとなった。1996年初めの時点では、なお連邦上院移民小委員会のアラン・K・シンプソン委員長（ワイオミング州選出、共和党）と、下院移民小委員会のラマー・スミス委員長（テキサス州選出、共和党）は、合法移民の削減にねらいを定めた条項を含めるよう望みを持っていたが、その後そうした望みは、移民擁護団体とビジネス界の連合により打ち碎かれることとなった。上院法案と下院法案の摺り合せを行った両院協議会において、下院法案から、不法移民の子弟に対して公立学校入学を拒否しうる旨州政府に認めた規定が削除された。さらに同法案が議会を通過する直前、クリントン大統領は、両院協議後の法案に残されていた合法移民に関する規定のほとんどを削除するよう要請した。ホワイトハウスは、合法移民の保証人になるための必要年収額の低限を引き下げるとともに、合法移民の一部に公的不利益を与える条文を削除するよう要求し、これらを踏まえた法案が最終的に成立した。「不法移民改革及び移民責任法」と称され、形式的には前記のとおり、「包括的支出権限法」の一部として組み込まれているが、移民に関する項目は下記のとおりとなっている。

1 国境管理

（1）国境警備隊の増員

2001年までに、毎年千人の国境警備隊員を増員配備し、隊員総計を5千人から1万人に増強する。同様に、国境における事務員その他の補助職員を2001年までに年3百人ずつ増強する。

移民帰化局（INS）に対し、不法移民の数の多い国境地域にできる限り多くの警備隊員を配置するよう、また地方警察当局と調整を図りつつ同隊員の再配置を行うよう命ずる。移民帰化局は、法律施行後6か月以内にこれらの実施内容を議会へ報告しなければならない。

（２）他の移民帰化局職員の増員

密輸、犯人隠匿、または不法移民雇用に関する事件を捜査起訴するため移民帰化局職員を900人増強する。また、査証の有効期間を超えた者を捜査するため、300人の職員を増強する。

（３）国境フェンスの設置

カリフォルニア州とメキシコの国境に、全長14マイルの三重フェンスを設置し、また、そのフェンスを囲む道路の整備のため、合計1200万ドルを支出する。同フェンスの設置は1973年絶滅危惧生物種法および1969年環境政策法による建築物規制対象から免除される。これは環境影響調査あるいはフェンス建設のため没収された土地に対する補償措置を免除することにより、フェンス建設用地の取得を可能に容易にしようとするものである。

（４）国境通行カード

移民帰化局に対し、指紋等、生物測定学的に身元を確認しうるものを含め、機械的に読み取ることの可能な、外国人身元確認カードの開発を命ずる。指紋は、今日における唯一の共通的な生物測定学上の身元保証物であるが、近い将来は、網膜スキャナーのような装置を含んだカードも開発されることとなろう。

（５）検問所逃走者の罰則

移民帰化局の検問所から重罪犯が逃走した場合、最高5年の懲役を命ずることができるものとする。これらの囚人は国外追放される。

（６）出入国記録情報データベース

司法長官に対し、施行まで2年の期限で、人々の合法的出入国記録に記載された書類から収集した情報による、データベースシステムの開発を命ずる。移民帰化局に対し、査証有効期間を超えた滞在の有無を証明するため、当該データベースと出入国記録との照合を認める。

（７）事前検査所の設置

移民帰化局に対し、もっとも問題の多い移民が入国してくる10の海外空港のうち5か所に、「事前検査」所を設置することを命ずる。その検査所では、適切な書類を持たない人間をふるいにかける。

（８）州・地方と連邦との協力

移民帰化局に対し、不法移民に対する捜査、逮捕、留置、移動のため、州・地方政府

と協力取極を結ぶことを認める。

2 文書偽造と密入国

(1) 盗聴

移民申請文書偽造の捜査のため、連邦司法省刑事局に対し盗聴を認める。

(2) 密入国への刑罰

密入国者に対し、初犯と二回目までは最高10年、それ以降は15年の懲役を課する。密入国者であることを知りながら10人以上を雇用した雇用主に対し、最高5年の懲役を命ずることができるものとする。

(3) 検察官

密入国と文書偽造事件を調査起訴するため、25の連邦検察官補助職を作る。

(4) 諜報活動

組織的密入国団を突きとめるため、移民帰化局に対して諜報活動を行う権利を広範に認める。その授権の下で、移民帰化局は会社を設立または獲得でき、連邦の規定に関係なく銀行で資金を運用でき、また経費に充てるため偽装会社からの収益を使用しうるものとする。

(5) 文書偽造

文書偽造に対する刑罰を、5年の刑から10~15年に厳しくする。もしその犯人が麻薬売買も行った場合、20年の刑となり、テロも行った場合は25年の刑とすることができるようにする。

(6) 文書偽造ほう助

フードスタンプなどの公的扶助申請に係る文書偽造ほう助犯に民事罰を新設する。文書偽造ほう助者並びに文書偽造と知りながらこれを通告しなかった者に対する刑事罰を新設し最高15年の刑とする。

(7) 市民権証明の偽造

偽造文書により合衆国市民権申請を行った場合は最高5年の刑とすることができるようにする。

(8) 不法投票

不正に投票を行った場合は最高1年の刑とすることができるようにする。

(9) 財産没収

移民法を犯した者に対し、裁判所は、犯罪の遂行にあたって使用され、または犯罪によって得た利益から支払われた車、ボート、飛行機及び不動産の没収刑を科することができるようにする。

(10) 強制労働

従業員に非自発的強制労働を課した雇用主に対する懲役刑を5年から10年に引き上げる。刑務所的環境で労働を強制し賃金を殆ど支払わない米国の雇用主の下へ移民者を連れ込む外国密輸団があるためである。

(11) 召喚令状と証言

移民帰化局に対し、国外追放処分にあたり、目撃者への召喚令状発行とビデオテープによる証言ができるようにする。

3 拘留と国外追放

(1) 国外追放者の再入国許可

国外追放者の再入国許可を5年間禁止し、国外追放処分中に逃走し、または不法に再入国しようとした者は、禁止期間を10年に延長する。累犯者は、確信重罪犯として20年間の再入国禁止処分とする。

(2) 不法移民の地位

180日以上不法に合衆国に滞在した者に対しては法的地位を否認する。180日以上1年未満、不法に合衆国に滞在した者は3年間、1年以上の者は10年間法的地位を取得できない。未成年者と亡命申請者についてはこれを免除す。虐待された女性や子どもについても1990年移民法(PL 101-649)の家族統合規定により保護を与えられているため、例外とする。当該規定は、未成年や配偶者が、たとえ不法に入国した場合でも、法的地位取得申請が保留されている間、合衆国における滞在の特例を1986年移民法(PL 99-603)に基づき与えるものである。

(3) 不法入国者の不承認

合法書類なしで合衆国に入国する者に対しては、自国で迫害を受ける確かな可能性が

あることを証明しない限り、事情聴取抜きで国外追放したり、留置することが認められる。亡命審査官は事案毎にふりいにかけるものとする。迫害を受ける確かな可能性がないと判断した審査官は、申請者を国外追放にすることができる。申請者は、7日以内に移民判事の再審理を要請できるが、その間留置されなければならない。再審理は、電話ないしテレビ活用遠隔地会議によって行うことができる。

（４）一定の外国人の留置

犯罪を犯した不法移民については、刑期満了時でも引き続き留置できるようにする。留置場に空間的余裕がない場合には、司法長官に対し、不法移民のうち国家の安全を危うくする恐れや逃走の危険のない者、または犯罪者の米国入国を認めない国の出身者の留置を解くことを認める。

（５）国外追放手続き

多くの手続きを一括し、国外追放を能率化する。事情聴取は、テレビ活用遠隔地会議によって行うことができるほか、本人の同意により、電話によっても行うことができる。通知は10日前にすれば足りる。

国外追放は、その者が米国の長期滞在者ないし道義をわきまえた人間である場合、もしくはその者の追放により合衆国市民または永住権を有する配偶者、親、子ども等に耐え難い困難をもたらす場合には、これを取り止めることができる。

（６）出国

外国人は、国外追放処分の決定から90日以内に出国しなければならない。出国までの期間は留置しなければならない。暴力犯罪を犯した外国人は、国外追放前に刑期を満了しなければならない。非暴力犯罪者にあっては、刑期満了前に国外追放されうる。

（７）国外追放処分の上訴

国外追放命令については司法審査を制限する。国外追放処分決定後出国を怠った者に対して刑事罰を新設する。国務省は、国外追放された自国民の受け入れを拒んだ国に対して、すべての査証を停止することができる。

（８）外国人犯罪者の追跡

外国人犯罪者追跡センターを設けるため500万ドルの支出権限を認める。国外追放されるべき犯罪者の身元確認にあたる地方政府を援助するための1994年犯罪法（PL 103-322）に基づく外国犯罪人データベースの使用を認めるものとする。

(9) 囚人移送条約

犯罪者が自国で刑期を過ごすことを認める囚人移送二国間条約の締結交渉を大統領が行うよう勧告する。国務長官と司法長官は、条約の可能性について1997年4月1日までに議会に報告すべきものとする。

(10) ワクチン接種

適正なワクチン接種の証明ができない移民に対しては合衆国入国を拒絶しうるものとする。

(11) 侵入行為

侵入行為、家庭内暴力、児童虐待を、国外追放犯罪リストに追加する。

(12) 納税忌避者の入国阻止

納税を避けるため自国の市民権を放棄しようとする者については、合衆国入国を永久に禁止する。

(13) 権限委任

移民の大量流入の事態に備えて移民官の職権を地方警察官に行使するよう命ずる権限を司法長官に認める。

(14) 裁判による国外追放

国外追放命令を出すため、裁判所に広範な権限を認める。執行猶予または抗弁の一部として、国外追放を命ずることが認められる。

(15) 軍の基地

移民帰化局留置センターのため軍の閉鎖基地を使用させる試験事業を創設する。

4 被雇用者証明

(1) 雇用証明事業

司法長官に対し、職場雇用証明事業の有効性を検査するため、基本実験事業、市民権証明事業、及び機械読取可能文書実験事業の3試験事業を創設するよう命ずる。本事業へ参加するか否かは雇用主の自発的な判断による。司法長官は各事業が実施する州を選択するが、選択されなかった州の雇用主の参加も認めるものとする。選択された州内のすべての連邦政府機関は、本事業に参加すべきものとされる。

（２）基本実験事業計画

事業に参加した雇用主に対し、就職申請移民の法的地位を確認するため、電話、ファックス、電子メールなどで、移民帰化局へ問い合わせすることを認める。移民帰化局は、就職申請者の労働資格の有無を確かめるため、氏名、社会保障番号、その他の情報のデータベースを整備する。移民帰化局は、雇用主の質問に対し、３日以内に仮回答しなくてはならない。もしその回答が、申請者が合法移民でないというものであった場合、移民帰化局は正式な回答を行うため、10日間の猶予が与えられる。この計画は、不法移民が多い7州のうち5州で実施される予定である。

（３）市民権証明事業

基本実験事業と類似するが、米国市民であることを証明した就職申請者に対しては、照合の免除を認める事業を創設する。市民権所持を虚偽に主張した場合の刑罰（最高5年間の刑務所への収監）は、当該計画の悪用を防ぐのに十分と推定される。

（４）機械読取可能文書実験事業

雇用主に対して、その所持者の社会保障番号を移民帰化局のデータベースと照合するためカードを機械にかけることを認める。その読み取り機械は、司法長官の選択する州に設置されるものとし、運転免許証のほか社会保障番号その他の州文書を機械により読み取りうるようにする。

（５）差別防止

これらの事業を通じ、一定の労働者、就職申請者、その他の個人を差別する目的で移民法の規定を使用したのではないかという疑いで政府が雇用主を提訴することを困難にする。法は、雇用主がその個人を差別する目的を有し、あるいは故意に差別したという立証責任を政府に求めている。この故意基準は、実行行為さえあれば起訴を認めている以前の基準より、膨大な量の証拠書類の提出を要求することを含め、提訴を厳しいものとする。

5 公共の利益

（１）生活保護者

生活保護者になることが予想される者に対しては、移民査証発給を拒みうるようすべての領事館職員に認める。

（２）所得要件

合法移民の保証人となる者は、少なくとも連邦政府の貧困認定基準（現在の貧困認定基準は４人家族で15,569ドル）の25%以上の所得がなければならない。また、保証人が被保証人に対し資金的責任を有する旨の誓約書に署名すべきものとする。

（３）運転免許証実験事業

州に対し、不法移民に対する運転免許証発行拒絶の可能性を調査する実験事業の創設を認める。司法長官は、３年後にこれらの事業について議会に報告すべきものとする。

（４）社会保障

社会保障給付が不法移民に支給されるべきものでないことを明確化する新福祉法（PL 104-193）は、同様の規定を有する。

（５）学生融資

会計検査院（GAO）に対し、不法移民による学生融資使用の実態を調査するよう命じ、法施行後１年以内に議会移民小委員会へ報告書を提出すべきものとする。

（６）福祉

会計検査院に対し、フードスタンプ（低所得者に対する食料切符）や現金支給など、資産調査を経た上で支給される福祉給付の不法移民による非合法的な使用に対する報告を180日以内に議会へ行うように求める。

（７）虐待された婦人・児童

家庭内暴力の犠牲者である一定の不法移民に対し、公的給付の受給資格を与えるため、福祉法を修正する。受給資格を与えられるためには、その移民は暴力行使の責任を有する人間と生計を共にするものでなければならない。また、家庭内暴力と公的給付の必要性との間には関連性がなければならない。

（８）非営利団体

非営利慈善団体に対し、受給資格の決定に当たって申請者が合法移民か非合法移民か確証を求めずにすむよう、福祉法を修正する。

（９）フードスタンプ

現にフードスタンプを受給しているが新福祉法の規定により受給権を失う合法移民に対して、1997年４月１日まで受給を継続させる。当該受給資格の証明手続きが終了するまで、さらに1997年８月22日まで延長できるものとする。

(10) 虚偽給付申請

公的給付の虚偽申請を行う目的で、合衆国の国章を模造ないし偽造した者に対して、裁判長が禁固期間を3倍に、また罰金額を2倍にすることができるようにする。

(11) 医療給付の償還

不法移民に対する緊急の医療給付で、現行連邦政府事業によって償還が行われていないものについては、州および地方に対する償還を認める。金額は支出権限法の定めるところによる。

(12) 住宅援助

住宅都市開発省長官は家族全員が不法移民である者に対して助成金の給付を拒絶すべきものとする。不法移民と合法移民が混在する家族に対しては、住宅都市開発省は合法移民数の割合によって、給付金を調整できるものとする。

6 その他の規定

(1) 強制的人口調整

不妊手術または妊娠中絶手術を受けることを強要され、またはそれをしないことによって迫害されてきた者は、亡命者または難民の法的地位を得る資格があるものとする。この事業計画の下では年間千人までが認定されるものとする。

(2) 仮釈放

移民帰化局が大量移民を促進するような政治的抑留者の仮釈放を認める権限を制限する。1994年に移民帰化局がくじ引きにより2万人のキューバ人に合衆国の査証を認め、グアタナモ湾と合衆国内の抑留者の仮釈放を認めた例があるが、今後政府が抑留者の仮釈放を認めた場合、これら仮釈放者は合法移民総数に算入されるものとする。

(3) 亡命

すでに合衆国内に滞在する者からの亡命申請は、入国後1年以内に書類が提出されなければならない。また、通常亡命に関する事情聴取は、申請後45日以内に行われなければならない。裁定は180日以内に行われなければならない、上訴は裁定後30日以内に提起されなければならない。

本規定により、亡命は下記の理由で拒否されうるものとする。即ち申請が第三国で処理された場合、申請者が以前亡命を申請したが拒否されていた場合、申請者が入国後1年以内に申請書を提出しなかった場合がこれである。また、亡命を許可された人間の故

国で新政権が樹立されるなど、状況が変わった場合にも亡命は無効とみなされうる。

(4) 公教育

1年以上公立小中学校に通う目的の移民の査証は否認される。

(5) 査証

いかなる短期滞在査証も、その期限を超えた時点で直ちに無効となり、申請者の母国で再発行される必要がある。以前は、カナダやメキシコなどの近隣国で査証を手に入れることができたが、今後はこのような方式は認められない。

(6) 仏教徒

国務省に対し、移民査証の申請を処理する場所と手続きを決定する権限を無制限に与えるものとし、現在タイに滞在しているヴェトナムのアン・クアン派仏教徒らが、合衆国への査証を申請するには、一度ヴェトナムへ帰るように国務省が求めることができるものとする。1995年にワシントンDCの巡回控訴審は、ラヴァス対国務省事件でそのように要求することは国籍による差別に等しいと判決した。最高裁判所は96年10月15日に審理を開始し、今回の審理期間中にそれが差別であるか否か判決することとなろう。

(7) 生殖器の切除

18才以上の女性生殖器を切除した者に、最高5年の懲役刑を新設する。

(8) 結婚斡旋業

「国際結婚斡旋人」組織は顧客へ合衆国移民法の情報を周知すべきものとし、当該違反者に対しては2万ドルの罰金を科す。司法長官は、法施行後1年以内に郵便等を利用した花嫁斡旋業に関する報告書を議会へ提出すべきものとする。

(9) 一時的農業従事者

移民帰化局に対し、1996年末までに将来合衆国は十分な数の一時的農業従事者を見込めうるか否か報告するよう求める。

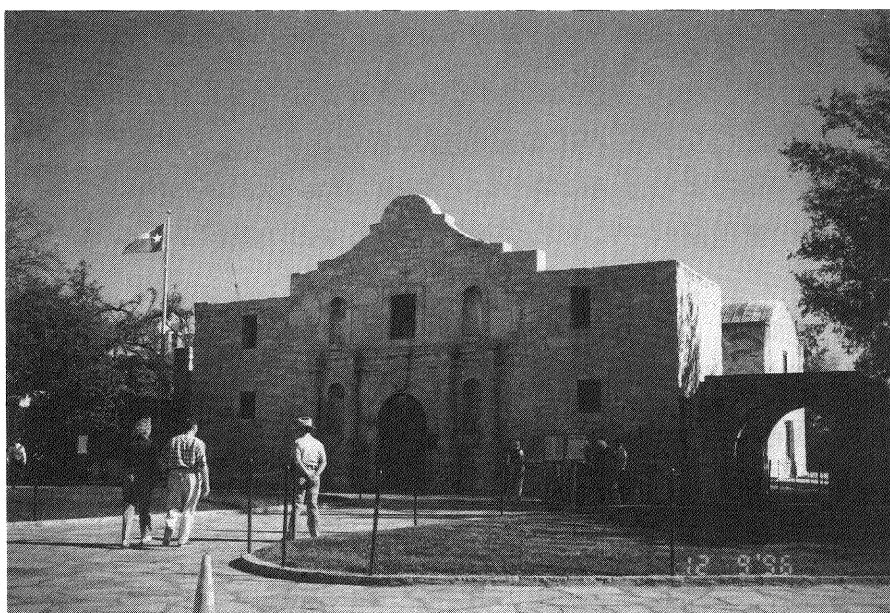
(10) 州の公文書

州の発行する出生証明、運転免許証、および他の身分証明書に対して全国的基準を設ける。運輸省は運転免許証と身分証明書の基準を設定する。出生証明の担当機関は特に明示しない。免許証と身分証明書には社会保障番号が記載されなければならない。それらを発行する州はその番号を記録し、社会保障庁と連携してその正確さを期すべきものとする。

この基準は、これらの文書が改ざん不能となるよう企図するものとし、当該基準は1年以内に策定されるものとする。州政府は2000年10月1日までにその基準に従わなければならない。また、その日以降に発行される出生証明書に適用されるほか、その日以降に発行され、または更新される免許証と身分証明書に適用される。

(11) 改ざん不能社会保障番号カード

社会保障庁に対して改ざん不能社会保障番号カードのひな形を作るよう求める。



(参考)

1 合衆国市民権を取るための試験

ここ10年間、移民帰化局は、すべての合衆国市民権を希望する外国生まれの人間に筆記試験を課してきた。それ以前は筆記試験は非公式なもので、試験官は申請者に対し、英語の知識の確認として、口述した簡単な文章を書き取らせていたにすぎない。たとえば、当自治体国際化協会ニューヨーク事務所に勤務する政治学博士号を持つ上席調査員は、もとはイギリス国民であったが、アメリカ市民に帰化するため、住所を定めたニュージャージー州で、次のような試験を課されたという。

(1) 英語能力の試験。

試験官が「私は仕事に行きます。」(I go to work.)という。それをそのとおりに筆記する。

(2) 歴史の試験。

口頭で質問される。

「ニュージャージー州の州都はどこですか？」(What is the capital of New Jersey?)

「ニュージャージー州の知事は誰ですか？」(Who is the Governor of New Jersey?)

「なぜ、私たちは7月4日をお祝いするのですか？」(Why do we celebrate the 4th of July?)

今日の試験は、一般的に移民帰化局が用意した300近くの質問の中から12が選ばれて行われるが、市民としての基本的なことから主眼を置いた試験内容になっている。たとえば、政治の歴史や、合衆国政府の組織、アメリカ国旗のデザインなどに関する質問例が用意されている。試験を受験する人のために、移民帰化局は「市民権教育と帰化情報」「合衆国の歴史：1600-1987」「合衆国政府の組織」などの本を販売している。

ここで質問例を若干あげておく。

「国旗のストライプは何を意味するのですか？」

「革命戦争で戦った相手は何という国ですか？」

「合衆国大統領を選ぶのは誰ですか？」

「合衆国憲法は、何回修正されましたか？」

「連邦議会の役目は何ですか？」

「あなたの州の合衆国上院議員を2人とも言えますか？」

「もし大統領も副大統領も死んだら、誰が大統領になりますか？」

「あなたは独立当初の13州を言えますか？」

「『自由得られずんば死を』と言ったのは誰ですか？」

「第二次世界大戦中の同盟国は何という国ですか？」

「アメリカでピルグリムファザーズを助けたのは誰ですか？」

「投票権を認め、または言及する憲法修正条項は、第何条ですか？」

「奴隷を解放した大統領は誰ですか？」

移民帰化の質問は極めて易しい質問のように思われるが、現実には正規のアメリカ人でも必ずしも正答できるとは限らない。実際平均的なアメリカ人の学生は公民に関する知識に驚くような差がある。昨年ロパー世論調査センターが行った、大学生に対する「小学生向け」500の質問の結果によると、「現在連邦議会で多数派を占めている政党は何か？」とか、「合衆国上院議員は何人いるか？」といった質問に対し、正解は全体の44%しかなかったという。

他方、1992年に、ロサンゼルスを拠点とする全米ラテンアメリカ人被選挙被指名公務員協会が行った調査によると、移民帰化試験を受験した者の90%が一回目の受験で合格しているという。受験者の49.5%は、試験はたいへんやさしかったと答え、28%は幾分やさしかったと答え、ちょうど25%は難しかったと答えた。また、97%が質問は公平なものであったと答えた。

移民帰化局は、応用言語センターと協力し、また一般からの意見を募集して、新しく、かつ、もっと標準的な試験を開発中であるという。同局は言う。「私たちは、この試験が難しすぎるとも、易しすぎるとも考えていません。私たちは、人々が使用する言葉に注目しています。49番目の州がどこかを尋ねることは、申請者が学習書を読んでいるか否かを確かめるものですが、しかし49番目の州がどこかをすべてのアメリカ人が知っている必要があるのでしょうか。私たちは、たとえば人々によって限定される政府の概念とは何かといった、もっと本質的なことを知りたいのです。筆記試験は知識を試験するものですが、市民権に関する試験は必要とされる言語的知的素養について試験するものでなければならないのです。」

「人が主流に属し、大衆扇動に乗らないですむための統治体に参加するために必要とされる最低限度の知識」を奨励するものとしての、理想的な試験を移民帰化局では心に描いているようである。

2 忠誠の誓いおよびアメリカ国歌

米国で初等教育を受けた人間であれば誰でも、たとえ日本人であっても、この忠誠の誓いは暗唱させられたはずである。また、米国では、大統領宣誓式、国民党大会などの政治的集会だけでなく、プロスポーツの試合開始前など、実に日常的に国家が歌われる。

1996年の大統領選挙でも、両党の党大会開催中は毎日必ず、いろいろな人々が登壇して国歌を朗々と歌い上げる姿が印象的であった。新しくアメリカ市民となった人々も、宣誓式において合唱する忠誠の誓いおよびアメリカ国歌に、胸の高鳴る感動を覚えたのであろう。以下は、その忠誠の誓い（児童用）とアメリカ国歌の原文である。

PLEDGE OF ALLEGIANCE

忠誠の誓い

I pledge allegiance to the flag of
the United States of America
and to the Republic for which it stands,
one nation, under God, indivisible,
with Liberty and Justice for all.

私は忠誠を誓います。
アメリカ合衆国の国旗に対して。
また共和国に対して。
神の下 不可分の国として
万人の自由と正義とともにある
共和国に誓います。

THE STAR-SPANGLED BANNER

星条旗よ永遠なれ

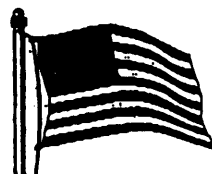
Oh say can you see
by the dawn's early light
what so proudly we hailed
at the twilight's last gleaming
whose broad stripes and bright stars
through the perilous fight
o'er the ramparts we watched
were so gallantly streaming
and the rockets red glare
the bombs bursting in air
gave proof through the night
that our flag was still there
Oh say does that star-spangled
banner yet wave
o'er the land of the free
and the home of brave?

おお、汝に見えしか
暁早き輝きの下
歓呼の声の誇らしき
薄暮の下最後の一闪
我らが雄々しき星条旗
危機迫る戦火の中
我らが眼下堡壘の上
威風堂々はためきたり
朱に輝けるロケット弾
爆弾孤空に炸裂し
防御を与えし暗闇に
いまだ見ゆるは我らが国旗
おお、かの星条旗
なおはためけり
自由の国
勇者の故国に

新しく合衆国市民権を取得した人々が、宣誓式で唱える忠誠の誓い（大人用）は下記のとおりであるが、実際には聖職者等の発声に続いて、新たに帰化する人々全員で唱和するのが通例である。

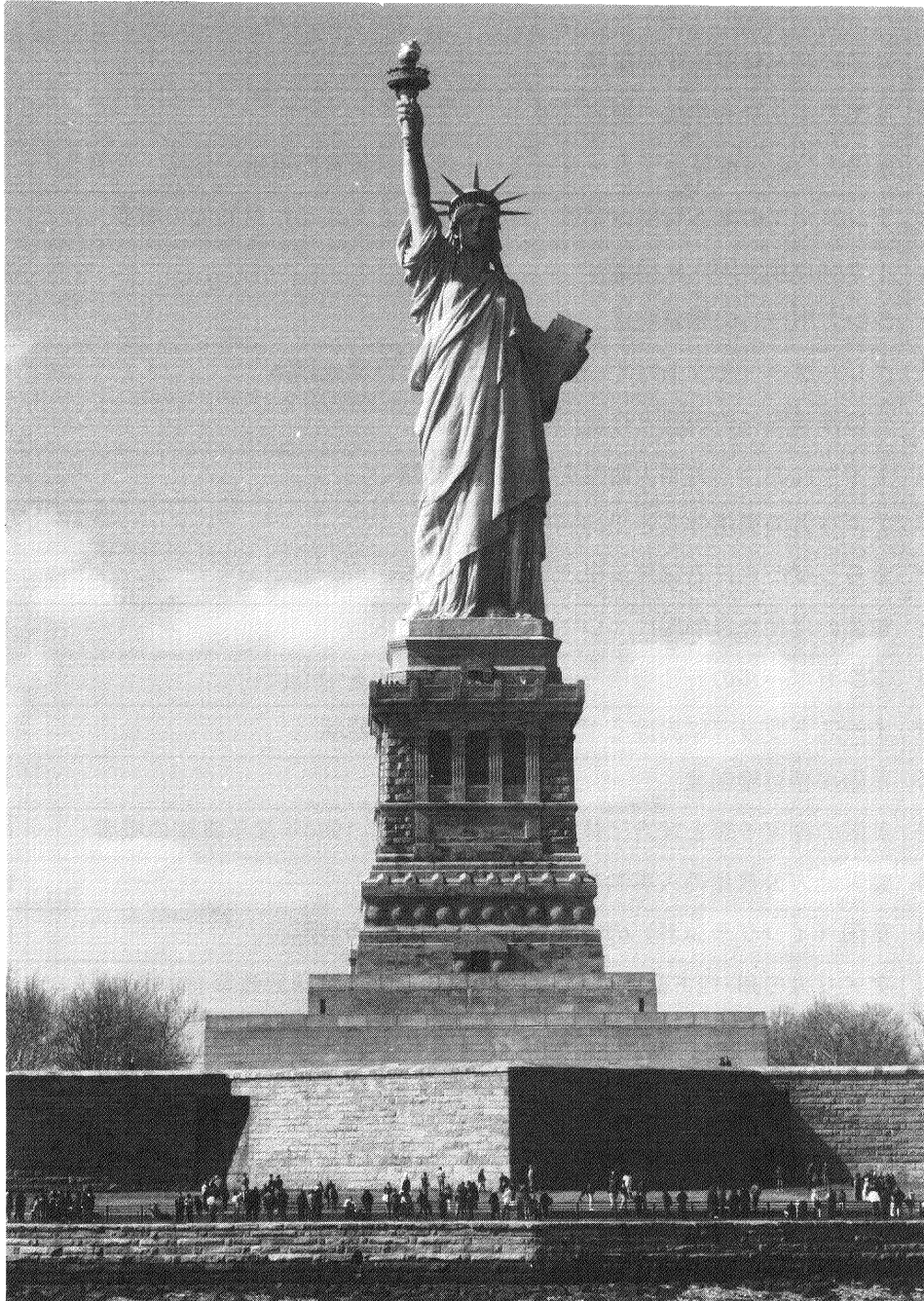


UNITED STATES OF AMERICA
NATURALIZATION CEREMONY



OATH OF ALLEGIANCE

I HEREBY DECLARE, ON OATH, THAT I ABSOLUTELY, AND ENTIRELY, RENOUNCE AND ABJURE ALL ALLEGIANCE AND FIDELITY TO ANY FOREIGN PRINCE, POTENTATE, STATE OR SOVEREIGNTY OF WHOM OR WHICH I HAVE HERETOFORE BEEN A SUBJECT OR CITIZEN; THAT I WILL SUPPORT AND DEFEND THE CONSTITUTION, AND LAWS, OF THE UNITED STATES OF AMERICA AGAINST ALL ENEMIES, FOREIGN AND DOMESTIC; THAT I WILL BEAR TRUE FAITH AND ALLEGIANCE TO THE SAME; THAT I WILL BEAR ARMS ON BEHALF OF THE UNITED STATES WHEN REQUIRED BY THE LAW; THAT I WILL PERFORM NONCOMBATANT SERVICE IN THE ARMED FORCES OF THE UNITED STATES WHEN REQUIRED BY THE LAW; THAT I WILL PERFORM WORK OF NATIONAL IMPORTANCE, UNDER CIVILIAN DIRECTION, WHEN REQUIRED BY THE LAW; AND THAT I TAKE THIS OBLIGATION FREELY, WITHOUT ANY MENTAL RESERVATION, OR PURPOSE OF EVASION; SO HELP ME GOD.



C L A I R R E P O R T 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 143 号	米国社会と移民政策の現状	1997/5/15
第 142 号	英国の 1 9 9 6 年統一地方選挙	1997/4/30
第 141 号	米国の公教育改革とチャータースクール -公教育の選択・分権・民営化	1997/3/31
第 140 号	デンマークの地方行財政制度 -地方分権を支える税財制度の概要-	1997/3/24
第 139 号	1 9 9 6 年米国大統領選挙	1997/3/24
第 138 号	シンガポールの教育制度	1997/3/17
第 137 号	グレーター・モントリオール地域の現状と再編成試案	1997/3/17
第 136 号	日韓修学旅行の現状と今後の展望について	1997/2/28
第 135 号	ドイツにおける外国人政策をめぐる諸問題	1997/2/28
第 134 号	アメリカの交通体系と土地利用計画	1997/2/14
第 133 号	オランダにおける移民労働者等統合化政策	1997/1/31
第 132 号	韓国の住民登録制度について	1997/1/31
第 131 号	シンガポールの行政機構 -運輸・通信行政を中心に-	1997/1/31
第 130 号	オーストラリアにおけるボランティア活動の現状	1997/1/31
第 129 号	民願事務処理制度	1997/1/16
第 128 号	英国の国家予算と地方団体 -構造と編成過程、1996年度予算案の概要-	1996/12/25
第 127 号	韓国地方公務員の人事制度について	1996/12/25
第 126 号	英国（イングランド）の継続的成人教育	1996/12/24
第 125 号	アメリカの州・地方政府の経済政策 -6州の企業誘致政策を中心に-	1996/11/22
第 124 号	イギリスにおけるアイデンティティ・カードをめぐる議論と共通番号制度	1996/10/31
第 123 号	英国のコミュニティケアと高齢者福祉	1996/9/27
第 122 号	大韓民国の第 1 5 代国会議員総選挙について	1996/9/17
第 121 号	欧州評議会と地方自治体	1996/8/30
第 120 号	米国におけるボランティア活動 -その理念と実態-	1996/8/15
第 119 号	米国の州及び地方自治体における情報通信政策	1996/6/28
第 118 号	英国における環境づくりの新方向 -グラウンドワークの理念と実践-	1996/5/15
第 117 号	英国の新交通システム -Light Rapid Transit (and Related) Systems	1996/4/15
第 116 号	米国における国家都市捜索救助システム -F E M A と U S & R 隊-	1996/3/1
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.or.jp>をご覧ください